

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一四―二〇―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上川俣字竜住千四百八十六番一外三十一筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 百六十一・四五立方メートル